

平成20年9月8日
三菱ガス化学株式会社

東京都大田区の土壤汚染に関する訴訟の上告について

三菱ガス化学株式会社（本社：東京都千代田区、社長：酒井和夫）は、平成20年8月29日付で、東京都大田区の土壤汚染に関する訴訟について、最高裁判所に対し上告手続および上告受理申立手続を行いました。

平成12年に東京都大田区の土地からPCBによる土壤汚染が発見されました。これに対し、40年以上前に当社の子会社となり清算した会社が同地でPCBを使用していたこと、また当社が当該土地を一時期に所有していたことなどの経緯から、東京都は当社に公害防止事業の費用負担（11億5,800万円）を求める行政処分を下しました。

しかし、当該行政処分は、汚染原因者の調査が不十分で、法律の適用に誤りがあることから、当社は取り消しを求めて提訴し係争を続けてきたものです。

平成20年8月20日付で当社請求を棄却する旨の控訴審判決が言い渡されましたが、同判決には全く理由がなく、過去の判例にも違背しており不当であると判断したことから、最高裁判所に上告することといたしました。

当社といたしましては、今後改めて上告審で主張を尽してまいります。

<本件に関するお問合せ先>

広報IR部 西村

03-3283-5041